

高松市・香川町合併協議会会議録
第 1 2 回 会 議

平成 1 6 年 1 1 月 2 5 日 (木)

高松市・香川町合併協議会

高松市・香川町合併協議会会議録

第12回会議

1 日時

平成16年11月25日(木) 午後2時30分開会・午後4時49分閉会

2 場所

香川町農村環境改善センター 2階 大ホール

3 出席委員 20人

会長	増田昌三	委員	森谷芳子
副会長	岡弘司	委員	溝淵敬
委員	井竿辰夫	委員	初瀬恭次郎
委員	松本吉弘	委員	富田道教
委員	谷本繁男	委員	大塚茂樹
委員	御厩武史	委員	鎌田郁雄
委員	北中ヤエ子	委員	千葉規美子
委員	梶村傳	委員	中原弘
委員	大浦澄子	委員	長尾光喜
委員	三笠輝彦	委員	山本宏美

4 欠席委員 3人

委員	大橋光政	委員	西川勝秀
委員	井原健雄		

5 出席幹事 7人

幹事長	井竿辰夫(委員兼務)	幹事	横田淳一
副幹事長	松本吉弘(委員兼務)	幹事	妹尾長
幹事	中村榮治	幹事	三好和則
幹事	熊野實		

6 幹事会部会委員 42人

総務部会長	熊野 實 (幹事兼務)	健康福祉部会委員	小比賀 勝 博
総務部会委員	小山 正 伸	産業部会長	田 阪 雅 美
総務部会委員	合 田 彰 朝	産業部会委員	池 尻 育 民
総務部会委員	伊 藤 憲 二	産業部会委員	穴 吹 学
総務部会委員 企画財政部会委員 消防部会委員 総務部会委員 土木部会委員 都市開発部会委員	和 田 安 富	産業部会委員	和 泉 正 文
企画財政部会長	岡 本 政 昭	都市開発部会長	中 西 囿 弘
企画財政部会委員	横 田 淳 一 (幹事兼務)	都市開発部会委員	氏 部 幸 男
企画財政部会委員	井 上 哲	土木部会長	久 米 憲 司
企画財政部会委員	岸 本 泰 三	土木部会委員	山 下 功
市民部会委員	間 島 康 博	消防部会長	富 永 典 郎
市民部会委員	大 西 道 久	消防部会委員	黒 川 守
市民部会委員	田 野 茂 雄	消防部会委員	矢 代 正 己
健康福祉部会長	岡 内 須美子	水道部会長	松 尾 尚 一
健康福祉部会委員	多 田 昌 永	水道部会委員	小 川 雅 史
健康福祉部会委員	岡 本 英 彦	水道部会委員	藤 川 肇
健康福祉部会委員	樋 本 行 夫	水道部会委員	平 木 一 令
健康福祉部会委員	近 藤 奨	教育部会委員	藤 田 容 三
健康福祉部会委員	有 馬 政 昭	教育部会委員	和 田 和 文
健康福祉部会委員	横 田 敏 治	教育部会委員	山 下 晴 久
健康福祉部会委員	菅 原 孝 士	議会部会長	金 子 史 朗

議会部会委員 宮本 弘

議会部会委員 川原 譲二

7 事務局

事務局長 林 昇

総務班
兼調整班 安西 正門

事務局次長 加藤 昭彦

調整班長 清谷 文孝

事務局次長
(計画班長事務取扱) 福井 隆

調整班
兼計画班 林田 競一

総務班長
兼調整班兼計画班 澤田 敏男

計画班 山上 龍二

会 議 次 第

1 開会

2 会議録署名委員の指名

3 議事

(1) 協議事項

- 協議第 19号 病院事業（協定項目第 24 - 12号）について
（第 10回会議提案：継続協議）
- 協議第 20号 地域審議会の取扱い（協定項目第 6号）について
（第 11回会議提案：継続協議）
- 協議第 21号 議会の議員の定数及び任期の取扱い（協定項目第 7号）
について（第 11回会議提案：継続協議）
- 協議第 22号 国民健康保険事業の取扱い（協定項目第 22号）について
（第 11回会議提案：継続協議）
- 協議第 23号 介護保険事業の取扱い（協定項目第 23号）について
（第 11回会議提案：継続協議）
- 協議第 24号 広聴広報事業（協定項目第 24 - 3号）について
（第 11回会議提案：継続協議）
- 協議第 25号 交通関係事業（協定項目第 24 - 17号）について
（第 11回会議提案：継続協議）
- 協議第 26号 その他の事業（外部監査制度）（協定項目第 24 - 24号）
について（第 11回会議提案：継続協議）
- 協議第 27号 その他の事業（水問題対策）（協定項目第 24 - 24号）
について（第 11回会議提案：継続協議）
- 協議第 28号 建設計画（協定項目第 25号）について
（第 11回会議提案：継続協議）
- 協議第 29号 一般職の職員の身分の取扱い（協定項目第 10号）について
- 協議第 30号 消防団の取扱い（協定項目第 19号）について
- 協議第 31号 保健衛生事業（協定項目第 24 - 11号）について
- 協議第 32号 商工・観光関係事業（協定項目第 24 - 14号）について
- 協議第 33号 上水道事業（協定項目第 24 - 18号）について

協議第 3 4 号 その他の事業（情報公開制度）（協定項目第 2 4 - 2 4 号）
について

協議第 3 5 号 その他の事業（市・町民褒章制度）
（協定項目第 2 4 - 2 4 号）について

協議第 3 6 号 その他の事業（青少年健全育成事業）
（協定項目第 2 4 - 2 4 号）について

4 その他

- (1) 高松市と近隣町とで設置している合併協議会の協議状況について
- (2) 高松市・香川町合併協議会会議の開催予定について

5 閉会

午後 2時30分 開会

会議次第1 開会

議長（増田会長） お待たせをいたしました。

予定の時刻が参りましたので、ただいまから高松市・香川町合併協議会第12回会議を開会いたします。

本日、何かと御多忙の中を御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

会議次第2 会議録署名委員の指名

議長（増田会長） それでは、早速でございますが、会議に入ります。

初めに、会議次第の2会議録署名委員の指名でございますが、本協議会会議規程に基づき、会議録署名委員を指名させていただきます。

本日の会議の会議録署名委員には、梶村 傳委員さんと北中ヤエ子委員さんのお二人をお願いいたしますので、よろしく申し上げます。

会議次第3 議事

議長（増田会長） これより会議次第の3議事に入ります。

会議次第3 (1) 協議事項

議長（増田会長） まず、(1)の協議事項ですが、初めに協議第19号病院事業（協定項目第24-12号）についてを議題といたします。

なお、協議第19号につきましては、前々回の第10回会議で提案及び説明をし、前回の第11回会議において質疑、協議を行いました。意思集約を図ることができず、継続協議の取り扱いとなっております。

この協議第19号につきましては、市町間で再度協議、調整を行った結果、事務局から修正案が提出されております。

それでは、その提案内容を事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、御説明申し上げます。

会議資料の1ページをお開き願いたいと存じます。

協議第19号病院事業についてでございます。

この病院事業につきましては、提案いたしました前々回の第10回会議におきまして、委員から、香川病院は町民にとって重要な病院であり、提案内容の「引き継ぐものとする」では、合併後香川病院がどうなるのか不透明であるので、単に「引き継ぐ」だけでなく、「引き継ぎ存続するものとする」という表現にしてほしいとの御意見がございました。

また、他の委員からは、病院事業をどうするかについては、病院の経営状況や他の公立病院等との関係などの問題点を整理した上で検討する必要がある、地域住民にプラスになるような運営のあり方を、さらに踏み込んで考えていかないと、あるがままの存続では将来に禍根を残すという感じがするとの御意見がございました。

前回の第11回会議では、香川病院のあり方については、建設計画の中で「引き続き存続・開設し」と記載されておりますことから、当初の提案内容ですとするものの、なお香川町内部の意思決定に手続を踏む必要があるとの理由で、再度継続協議としたところでございます。

その後、香川町で提案内容について検討が行われましたが、提案内容の修正、「存続する」という表現を加えることについて、なお強い要望がありますことから、市町間で協議の結果、今回修正案を提出することとしたところでございます。

それでは御説明申し上げます。

ページ中ほどの枠で囲った部分をごらんいただきたいと存じます。

まず、上側の第10回会議で提案いたしました案でございますが、「香川病院については、国民健康保険法による国民健康保険診療施設として高松市に引き継ぐものとする。」というものでございます。

次に、下側の今回修正案でございますが、「香川病院については、国民健康保険法による国民健康保険診療施設として、高松市に引き継ぎ、存続するものとする。ただし、自治体病院を取り巻く環境の変化などを踏まえる中で、病院事業の改革・改善をはじめ、望ましいあり方について検討を行うこととする。」というものでございます。

以上で協議第19号病院事業についての修正案の説明を終わります。どうぞよろしく御審議をお願いいたします。

議長（増田会長） ただいま説明がありました協議第19号の修正案について、御質問等ございましたら御発言を願います。

はい、どうぞ。

大塚委員 香川町の大塚です。この修正案が取り入れられることになったことについて、まず歓迎をしたいと思えます。

ただし、その中で、なお十分、私たちの議会の中で、意思の統一が十分には図り切れてない面があります。と申しますのは、「自治体病院を取り巻く環境の変化」というのを非常に、環境の変化というのは、現在も環境が激変していつている過程の中で、余りに一般

的で、当初予定というか、望んだ方向とは多少のずれが出てきやせんかという危惧であります。

自治体病院を取り巻く環境の変化というのは、本来、私たち議会の中で論議した中で課題になったのは、例えば、市民病院あるいは県立病院などが香川町圏域に移転をしてくる、あるいは新設されるといったような状況の変化、それを指して環境の変化というふうにとらえてきとったわけですがけれども、その焦点が非常にぼけた状態で、逆に、このことが病院の形態を変質させていくことの合理づけになりやせんかという危惧が新たに生まれてきたわけです。

しかし、この点を十分に記録をしていただいて、そういうことではなくて、先ほど申し上げましたように、病院が、公立病院が香川町圏域に新たに新設された場合などを指しているということを確認しておいていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（増田会長） 事務局からお答えします。

事務局長 この修正案の趣旨につきましては、先ほど修正案の説明の中で申し上げたとおり、これまでの第10回会議あるいは第11回会議で、さまざまな立場からの御意見がありました。それらを総合的に、総括的に整理をしたということでございまして、ただいま御指摘いただいた、御意見いただいた点のみをとらえてのことではないということでございますので、その点を御理解をいただきたいと思います。

議長（増田会長） はい、どうぞ。

大塚委員 再度、香川町の大塚です。その点のみをとらえたものではないということは、どういったことが想定されているのか、含みがあるのか、その点を明確にさせていただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

議長（増田会長） 事務局からどうぞ。

事務局長 再度、申し上げますけれども、ここに書いている記載の表現、自治体病院を取り巻く環境の変化などを踏まえる中で、ということについては、それにかかわることすべてが入ってくるということでございまして、現時点で、これである、あるいはどれであるということ特定して考えることはできないものと考えております。よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ほかに、この件について御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 香川町さんの方の御意見も特に、ほかにごございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） なければ、協議第19号についてお諮りいたしたいと存じます。

協議第19号について、修正案どおり確認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

大塚委員 異議あります。ちょっと、その指摘したところが定かな明確なものにはなり得ないというふうなお答えでしたけれども、それでは全会一致ということには、私は賛同いたしかねますので、この点については保留しておきたいと思います。

議長（増田会長） 全会一致とは申しません。大方の意見が御異議ないというふうに認めまして、修正案のとおりとすることを確認させていただきます。

次に、協議第20号地域審議会の取扱い（協定項目第6号）についてを議題といたします。

なお、協議第20号から協議第28号については、前回、第11回会議で提案及び説明を行い、継続協議の取り扱いとなっておるものでございます。

改めて提案内容を事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、会議資料4ページをお開き願いたいと存じます。

協議第20号地域審議会の取扱いについてでございます。

提案内容は、ページの中ほどにございますように、「市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条の4第1項の規定に基づき、香川町地域に地域審議会を設置する。なお、地域審議会の設置に関し必要な事項については、別紙のとおり定めるものとする。」というものでございます。

なお、継続協議となっている案件につきましての具体的な調整内容につきましては、前回の会議で御説明いたしておりますので、本日は説明を省略させていただきます。

提案内容の説明は以上でございます。よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明がありました協議第20号について、御質問等ございましたら御発言を願います。

はい、どうぞ。

御厩委員 香川町の御厩でございます。以前の会議のときに、鎌田委員さんからも御指摘いただいたんでございますが、この別紙の方の第3条地域審議会は設置区域に係る次に掲げる事項について、市長の諮問に応じて審議し、答申し、又は意見を述べるものとする。この文言をもう少し、この地域審議会の意見を尊重するというような内容の重みのある文

言には変えられないものでしょうか。

議長（増田会長） 事務局からお答えします。

事務局長 前回も、ちょっと御説明したかと思っておりますけれども、この点については、いろんな書き方がございます。特に、今回留意した点につきましては、合併特例法の趣旨を最大限に尊重して、それを、できる限り地域審議会が活動しやすいような形で表記をさせていただいたということでございます。

その考え方といたしましては、合併特例法では、当該区域に係る事務に関し、長の諮問に応じて審議し、または必要と認める事項につき意見を述べる審議会を置くと、それが地域審議会ということございまして、まず諮問に応じて審議するということは当然でございますけれども、諮問がなくても必要と認めることに對し意見を述べるということをきちんと明記していく。それは何を対象とするかにつきましては、それぞれありますけれども、他の事例では、それを全く区分して規定しているところがありますけれども、今回、提案をいたしておりますのは、それを余り区分していきますと、諮問する対象はどれ、諮問しないで意見を述べる対象はどれ、ということを分けていく必要があるのかどうかということを検討いたしましたところ、それは、どちらにしても、地域審議会としては、きちんと意見が言えて、それについて市政全般で生かしていく、実行していくということが大事ではないかという考え方で取りまとめております。

最後の審議会の権限というか権能といいますか、これにつきましては、他の附属機関同様でございまして、特に審議会については、この地域審議会につきましては、地域審議会が所掌する対象の建設計画というものが、ほかの審議会とは違いまして、建設計画という対象が明確に示されておると。それについて議論をしていくんだということございまして、他の審議会におきましては、そこで審議する対象がその都度変わってくる、あるいは、そのときに初めて明らかになるというようなことございまして、そういうことからいきますと、この地域審議会というのは意見を述べる対象というのが明確にされておって、焦点がはっきりするというようなことございまして、そのようなことから、審議会において審議した内容、その場において出された意見というものは、基本的に最大限に尊重されるべきものであるというのは基本的なところでございまして、それを、ここに文言上明記することについては、ほかの審議会の規定との関係から、余りなじまないものであるというふうに考えております。前提としては、審議会の意見、答申というものは市政において最大限に尊重されるべきものということは変わりはないということを明確に申し上げて

おきたいと思います。

以上でございます。

御厩委員 私が申し上げたいのは、もちろん今の説明で十分理解は示すところでございますけれども、これは合併という大きな問題、また建設計画という大きな、これからの10年間の計画、これに従っておることに関する諮問また意見でございますので、高松市さんでも、私どもにも、いろいろな審議会はございますが、その中でも最も重要な審議会の一つととらえるのが妥当でなかろうかと思うわけでございます。

私といたしましては、この3条をもう少し文章化してほしいのと、できなければ、その辺の確認を、今一度、市長さんの方から審議会の考え方についてお考えをお聞きしたいと思えます。

議長（増田会長） 私も今、事務局から話があったとおりで、他の審議会と特に、この審議会とを分けると、むしろ逆に他の審議会では尊重しなくていいのではないかというような取られ方もされますので、やはり、この審議会そのものの答申というのは当然尊重すべきというのは、我々当局としては当然のことであるので、それをあえて書くというのはいかがかなと思っておりますが……

どんなものでしょうか。

なお、どうしても香川町側の委員さんの、なお、もう一度検討ということになれば、引き続き継続協議の取り扱いとさせていただきますが。

はい、どうぞ。

鎌田委員 鎌田です。私、御厩さんがおっしゃっていた、前回、発言したあれとして責任を取って、塩江町さんとの、こういうのは高松市さんか、こういうのが来たんですが、これによりますと、香川町のあれでは、参加のまちづくりというところに地域審議会を設けると明記してあるのに、塩江町さんの方には、参加のまちづくりに地域審議会って書いてないんですね。というと、地域審議会はつくったり、つくらなかつたり、町のあれによってなされるのか、それとも、やはり合併である以上は、併合される旧自治体の自治組織として、発言の場として必ず設けてくださるのか、その辺がちょっと高松市さんの方針に何か、ちょっとぶれがあるんじゃないかなという気がして非常に懸念しておりますんですが……。

議長（増田会長） 事務局からお答えします。

事務局長 高松市ということで事務局ですが、ただいまちょっと御指摘いただいたこと

について、こちら誤解しているかも知れませんが、高松がかかわっている合併協議会、六つあります。六つの合併協議会において、この地域審議会の設置に関する案件をすべて提案をいたしております。提案された内容は全く同じでございます。

以上でございます。

鎌田委員 済みません。そうすると、そんな大事なのをこれに書かなかったのは単なる手続のミスですか、これ。市の広報、広報……、合併だよりっていうのかな。塩江合併だより……、合併協議会だより。

事務局長 合併協議会だよりのことだろうと思いますけれども、その段階では、建設計画の概要ということだろうと思うんですけれども、その建設計画を合併協議会だよりに出す段階では、地域審議会の設置案件を協議会に提案をしていない段階でございますので、そこには書けないということでございます。

議長（増田会長） ほかにどうぞ、はいどうぞ。

大塚委員 単に文面を補充するというだけでなく、補充してほしいというのは、先ほど、我が町の御厩議長から発言ありましたけども、さらに加えて制度のあり方、そして、どういった形で今後のまちづくりに生かしていくかという考え方をめぐって、やはり高松市を中心として、今、六つの合併協議会があるわけですが、その六つの協議会の間で、まちまちの仕組みを採用するというのは将来にも禍根を残すことになるんじゃないか、そういうふうに私どもは危惧するわけですが、どのように考えておられるのか。

なお、できれば、この項目については、さらに繰り越して、なお、他の町と一緒に協議をする場をつくっていただけないものかどうか、重ねて、その点もお願いをし、またお尋ねをしたいと思います。

議長（増田会長） 事務局からお答えします。

事務局長 六つの協議会で、先ほど申し上げましたように、すべて同じ内容で提案をされておまして、基本的に、こういう制度につきましては、同じように取り扱うべきというふうに考えておりますので、特定の町だけについて特定の表現を入れることについては適切ではないというふうに事務局としては考えております。

なお、他の町と一緒に協議をする場ということですが、それについては、ちょっと事務局の立場では申し上げられませんので、よろしく御理解をいただきたいと思います。

議長（増田会長） 協議第20号につきましては、現在のところ、本日の会議で集約することは適当でないと思われまますので、引き続き継続して協議することといたしたいと存じます。次回、第13回以降の会議で改めて意思集約を図らせていただきます。よろしくお願いいたします。

次に、協議第21号議会の議員の定数及び任期の取扱い（協定項目第7号）についてを議題といたします。

提案内容を事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、会議資料9ページをごらんいただきたいと存じます。

協議第21号議会の議員の定数及び任期の取扱いについてでございます。

提案内容は、ページ中ほどにございますように、「市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第6条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定に基づき、高松市議会の議員の残任期間及び合併後最初に行われる一般選挙による議員の任期に相当する期間、香川町の区域により選挙区を設ける。」というものでございます。

提案内容の説明は以上でございます。よろしくお願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第21号について、御質問等ございましたら御発言を願います。

特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようでしたら、協議第21号についてお諮りいたします。

協議第21号について原案どおり確認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 御異議ございませんので、協議第21号については、原案のとおりとすることを確認いたします。

次に、協議第22号国民健康保険事業の取扱い（協定項目第22号）についてを議題といたします。

提案内容を事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） 会議資料13ページをお開き願いたいと存じます。

協議第22号国民健康保険事業の取扱いについてでございます。

提案内容は、ページの中ほどにございますように、「国民健康保険事業については、合

併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。ただし、香川町地域の医療給付費分に係る国民健康保険税（料）率については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。」というものでございます。

以上が提案内容でございます。よろしくお願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明がありました協議第22号について、市民部会から補足説明の申し出がありますので、説明をいたします。

間島市民部会委員 市民部会の間島でございます。先般、鎌田委員さんから国民健康保険保険料・税の収納率についての御質問がありましたので、補足説明させていただきます。

平成15年度の国民健康保険料の収納率でございますが、高松市が93.6%、香川町の国民健康保険税が91.5%となっております。

以上、簡単でございますが、補足説明させていただきました。よろしくお願います。

議長（増田会長） それでは、協議第22号につきまして、御質問、御意見等ございましたら、どうぞ、御発言を願います。

はい、どうぞ。

大塚委員 前回も、ちょっと意見として述べたことに関連しとんですが、資産割が課税、あるいは国保料金の資産割部分が、高松市の場合26.9、香川町17%と非常に高率の、いずれにしても高率の課税であり、一たん固定資産税をかけた、その部分に再度これだけ大きな数値の税が上乗せ、国保料であっても、実質、税に変わらないと思うんですけども、上乗せをされると。そういう二重構造の課税のあり方を是正する考えが将来展望として持っておられるのかどうか。介護と両方合わせますと32.8%対20%というふうに部分の課税額というのは非常に大きい金額になるわけですが、どのように考えておられるのか、確認をしておきたいと思えます。

議長（増田会長） 事務局からお答えします。

間島市民部会委員 市民部会から御説明申し上げます。ただいまの御質問につきまして、要するに、いわゆる国民健康保険の場合は応能応益という区分がございますので、資産割を少なくすれば当然、所得割をふやさないと、こういう裏腹の関係がございますので、一応、所得割、資産割全体で御判断いただきたいというふうに思っております。

それで、先ほど御質問のありました資産割が高い、要するに固定資産税を納付した上に、また国保にかかる、こういう御指摘でございますが、全国的に見ましたら、こういった4方式、俗にいう、この所得割、資産割、均等割、平等割というこの4方式をとられてお

る市町村が圧倒的に多いわけですが、ただ、都市部におきましては、資産割をのけて所得割、均等割、平等割と、こういう3方式を適用してある市もございます。ただ、そうした場合には、資産割がなくなれば、当然、所得割にはね返ってくると、こういうような形にはなるわけです。簡単でございますが、御説明を終わります。

議長（増田会長） はい、どうぞ。

大塚委員 重ねて、資産割を軽減すれば所得割が結局高くなって負担は変わらないんだということかと思えます。しかし、香川町の場合、所得割も7.5%、高松が7%ですから、わずかに0.5%の違いなんですね。こういう違いというのが、なぜ生まれてくるのかという疑問もあるわけですが、将来的には、やはりこの資産割というのは軽減していこうということで、香川町でもかつてはもう少し数字が高かったんですけども、資産割の部分を軽減化してきた経過があります。

将来的には、これをなくしていこうというのが全国的な流れでもあるかと思うんですけども、まだまだ課税をしている行政が多数ある中では、そういう検討は一切されていないかどうか、再度、お聞きしておきたいと思えます。

議長（増田会長） 事務局からどうぞ。

間島市民部会委員 ただいまの御質問は、将来の検討課題ではありますが、直ちにという考えはありません。

それと、もう一つのあれですが、所得割と資産割は率と同じように見えますが、その基礎となるあれが全く異なりますので、一律に判断はできかねると思えます。

以上でございます。

議長（増田会長） ほかに何か御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようでしたら、協議第22号についてお諮りいたします。

協議第22号について、原案どおり確認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 御異議ないようでございますので、協議第22号につきましては、原案どおりとすることを確認いたします。

次に、協議第23号介護保険事業の取扱い（協定項目第23号）についてを議題といたします。

提案内容を事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、会議資料の16ページをごらんいただきたいと存じます。

協議第23号介護保険事業の取扱いについてでございます。

提案内容は、中ほどにございますように、「介護保険事業については、高松市の制度に統一する。ただし、香川町の第1号被保険者の保険料については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度以降は、第3期介護保険事業計画における保険料額を踏まえ、調整を行うものとする。香川町直営の居宅介護支援事業所については、合併時に廃止し、民間事業所において対応するものとし、香川町直営の訪問看護事業所については、合併時に香川病院の訪問看護事業所として事業を継続するものとする。」というものでございます。

提案内容の説明は以上でございます。よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） 協議第23号につきましても、健康福祉部会の方から補足説明の申し出がありますので、説明をいたします。

岡本健康福祉部会委員 補足説明いたします。

前回の合併協議会で御質問のありました第1号被保険者の保険料の収納率でございますが、平成15年度の収納率は、普通徴収と特別徴収と合わせまして、高松市が98.70%、香川町が98.79%となっております。

以上で報告を終わります。

議長（増田会長） それでは、ただいま説明のありました協議第23号について、御質問等ございましたら御発言を願います。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようでしたら、協議第23号についてお諮りいたします。

協議第23号について、原案のとおり確認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 御異議がございませんので、協議第23号については、原案どおりとすることを確認いたします。

次に、協議第24号広聴広報事業（協定項目第24-3号）についてを議題といたします。

す。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、会議資料19ページをごらんいただきたいと存じます。

協議第24号広聴広報事業についてでございます。

提案内容は、中ほどにございますように、「広聴広報事業については、高松市の制度に統一する。ただし、現在、香川町が実施している相談事業については、香川町地域での住民サービスが低下しないように取り扱うものとする。防災行政無線を利用した一般広報については、当分の間、継続するものとする。」というものでございます。

以上が提案内容でございます。よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明がありました協議第24号について、御質問等がございましたら御発言を願います。

はい、どうぞ。

初瀬委員 香川町の初瀬でございます。今、御説明のありました広聴広報事業についての香川町の「防災行政無線を利用した一般広報については、当分の間継続するものとする。」と、こうあるわけでございますけれども、これ第11回の会議資料のその2、附属資料の36ページには、上段2段目、地域防災無線システム構築事業と、こうあるわけでございますけれども、片一方では当分の間継続するものとする。こちらの重点取組み事項には、地域防災無線システム構築事業ということで強化するということなんでございませうけれども、ここらの整合性といいますか、御説明をいただきたいと思えます。

議長（増田会長） 事務局から説明いたします。

事務局長 説明をいたします。

ただいま御指摘いただいた部分は、建設計画の表現というふうに理解をいたしておりますが、建設計画で記述している今の御指摘の内容につきましては、合併協定項目としては24-20の消防防災関係事業というところで、防災行政無線の取扱いを協議することになっておるものでございます。したがって、今、御審議をいただいております合併協定項目24-3広聴広報事業では、その防災行政無線というハードを、施設、設備を利用した一般広報についての取り扱いでございますので、また別途、改めて消防防災関係事業でこの協議会に提案されるということになっておりますので、御理解をいただきたいと思えます。

初瀬委員 はい、わかりました。

議長（増田会長） ほかに何かございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようでしたら、協議第24号についてお諮りいたします。

協議第24号について、原案どおり確認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 御異議ございませんので、協議第24号については、原案どおりとすることを確認いたします。

次に、協議第25号交通関係事業（協定項目第24-17号）についてを議題といたします。

事務局から提案内容を説明いたします。

事務局次長（加藤） 会議資料22ページをお開き願いたいと存じます。

協議第25号交通関係事業でございます。

提案内容は、中ほどにございますように、「交通関係事業については、高松市の制度に統一する。ただし、香川町地域における交通傷害保障の保険期間については、合併時まで調整するものとする。香川町地域における町営バスの運行については、現行のとおり高松市に引き継ぐものとする。」というものでございます。

以上でございます。よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第25号について、御質問等ございましたら御発言を願います。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようでございますので、協議第25号についてお諮りいたします。

協議第25号について、原案のとおり確認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 御異議ないようでございます。協議第25号につきましては、原案どおりとすることを確認いたします。

次に、協議第26号その他の事業（外部監査制度）及び協議第27号その他の事業（水問題対策）の2件について一括して議題といたします。

提案内容を事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、会議資料の25ページをごらんいただきたいと存じます。

まず、協議第26号その他の事業（外部監査制度）についてでございます。

提案内容でございますが、「外部監査制度については、高松市の制度を適用する。」というものでございます。

続きまして、次の26ページをごらんいただきたいと存じます。

協議第27号その他の事業（水問題対策）についてでございます。

提案内容は、「水問題対策については、高松市の制度を適用する。」というものでございます。

提案内容の説明は以上でございます。よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第26号及び協議第27号について、御質問等ございましたら御発言願います。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようでございますので、協議第26号及び協議第27号の2件、一括お諮りいたします。

協議第26号及び協議第27号の2件について、原案のとおり確認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 御異議ないようでございます。協議第26号及び協議第27号の2件については、原案どおりとすることを確認いたします。

次に、協議第28号建設計画（協定項目第25号）についてを議題といたします。

提案内容を事務局から説明いたします。

事務局次長（福井） それでは、協議第28号建設計画（協定項目第25号）について説明いたします。

継続協議となっております建設計画につきましては、前回の資料に重点取組み事項を追加するとともに、一部字句等の修正や統一を行っております。会議資料の後にとじております附属資料その1、建設計画案の36ページをお開きください。右肩にその1と書かれております附属資料の36ページでございます。

ここには重点取り組み事項を整理しておりますが、施策の方向、安全で安心して生活できるまちづくりの二つ目の項目のところに、消防防災体制の整備でございますが、その一番上に記載しておりますように、自主防災組織の充実強化を追加いたしております。この項目は、さきの台風等の災害により、消防、防災、防犯体制の整備強化の重要性が一層急務となりましたことから、追加したものでございます。

建設計画につきましては、今後、住民説明会などの開催により、住民の皆様のご意見を聞きいたしますとともに、委員の皆様のご意見、御要望を踏まえ、よりよい計画になるよう、両市町で協議、検討の上、適宜修正を加えていき、すべての合併協定項目の協議が終了した段階で、意思集約を図っていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、簡単でございますが、協議第28号建設計画についての説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（増田会長） ただいま説明がありました協議第28号について、御質問、御意見等ございましたら御発言をお願いします。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようでしたら……、はいどうぞ。

初瀬委員 初瀬でございます。今、前回から、いろいろこの建設計画は総花的で住民に合併後の新市に期待感を抱かせるプランだと思っております。

しかし一方、高松市さんは、前回も申し上げましたように、現状のままでは、市長さんも近い将来財政破綻が予想されるというようなことをおっしゃっておられますし、また、私が10回目の10月1日の協議会において、合併特例債の件で質問をさせていただきましたところ、事務局長さんの方から次のような御発言をいただいております。

合併特例債については、借金でございますので、できるだけ抑えるということが、今後の健全財政を維持するためにも、必要かなというふうに考えておるところでございますが、それを、どのように対応していくかということについては、建設計画における事業の位置づけ等を踏まえながら、関係市町で協議、調整を行っていくということになりますので、御理解をいただきたいと、このように発言をされておるわけでございますけれども、このような厳しい財政運営の中で、建設計画を拝見してみますと、これは大別して五つの重点取り組み事項が記載されておると思うのでございます。

まず1番目に福祉・医療・健康、2番目に環境と循環、3番目に防犯・教育・情報・文化、4番目に産業・観光・交流・交通、5番目に住民参加のまちづくりと、大体、大まかに言いまして、この五つに分かれておるように私は拝見しておるわけですが、この項目に、それぞれある程度具体的に取組み事項が書かれておるのでございますけれども、今の厳しい財政状態で、この取組み事項を1項目ずつ実現することははなはだ疑問に思います。

私は、この取組み事項の中で、優先順位をつけて、限られた予算を有効に配分して、今の建設計画の具体性を、実現性を具体的に住民に示していただく必要があるのではないかとと思うのでございますが、そこらをどういうふうにお考えか、まずお尋ね申し上げます。

次に、合併協議会も回を重ねてまいりましたけれども、いまだに1市6町合同の財政計画と見通し、また、新市全体の将来の建設像が見えてこないのでございますが、このようなことを早く明確にお示しいただくことを要望いたしたいと思います。このことが合併協議会もスムーズに事を運ぶし、合併の調印に向けても一歩前進するのではないかと、このように考えます。

最後にもう一点、ちょっとこれは付加になるわけでございますが、私、議会代表の農業委員をさせていただいておりますので、農業関係のことについて1点お尋ねいたしたいと思います。

昨日、我が町の農業委員会がありまして、農業政策と農業委員の定数、この農業委員の定数につきましては、先日、事務の方から、高松市さんから定数の内示はいただいております。11回会議附属資料その2の37ページに、1、時代の変化に応える産業を育てるまちづくりの項目に、農業の振興について、やや具体的に記述されておるのでございますけれども、ほかに記述されておる以外に、農業政策や農業委員の定数について、この次の13回の協議で協議されると、このように理解しておるのでございますけれども、それでよろしいかどうか、以上3点お尋ねをいたしたいと思います。

議長（増田会長） 事務局からお答えいたします。

事務局長 まず第1点目でございますが、建設計画に位置づけている事業をどのように対応していくかということについて、関係市町で協議、調整を行っていくということで説明をさせていただいております点でございますが、どのように対応するかということについては、事業の実施方法あるいは実施年度、あるいは実施期間とか、その具体的な内容等

について、あるいは、その財源をどのように確保していくかというさまざまな検討課題がございまして、これについて検討をする中で、御指摘いただきましたように、優先順位をつけて実施をしていく必要があるものと理解をいたしております。

ただ、その場合に、どの程度の財源を確保して、事業費をどの程度使っていくかということについては、その時点その時点で適切な判断を行って、事業の目的が達成すれば経費はできるだけ安い方がいいということになるわけですので、その点については健全財政を維持していくという視点から、財源をどれだけ投入して事業効果を発生させていくかということを考える必要があるかと考えております。

第2点でございますが、第2点の中で前半部分、市全体の将来の建設像が見えてこないという御指摘をいただきましたけれども、先ほど改めて説明をいたしました建設計画の中において、第2章まちづくりの基本方針の中で、2の4市の将来構想ということで、これについては合併後における高松市全体の都市づくりの考え方、これを将来構想という形で整理をいたしておりますので、その点で御理解をいただきたい。その点で議論をしていただきたいというふうに考えておるところでございます。

それから、もう一点、第2点の中の1市6町合同の財政計画の見通しということにつきまして、ちょっと現時点で説明できる状況にはございません。それについては、幹事会等で協議をさせていただきたいというふうに考えております。

それから、第3点目の農業委員の問題について、いつ提案されるか、13回目の会議に提案されるのかどうかということでございますが、高松市・香川町合併協議会の幹事会には、まだ部会から上がってきていないという状況でございますので、それが次回に提案されるというか、そういうことについては、ここで見通しを述べることができない状況でございます。そのようなことで御理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

初瀬委員 どうもありがとうございました。実は、この合併協議会で論議されておる建設計画の中で、香川町の場合を具体的に一例挙げさせていただきますと、私どもの岡町長さんは、選挙のときに図書館と総合運動公園を合併特例債で作りたくて、このような御発言があったわけでございますけれども、先日、議会の全員協議会で、岡町長さんに、この件をお尋ねいたしましたら、図書館の方は香川町の役場がなくなれば、香川町旧館、東館というのがございまして、東館は3階建てで広い鉄筋の立派な建物でございますので、そこがすくので、そこを図書館にしたいと。

総合運動公園につきましては、この重点取組み事項の中にある特色あるスポーツ施設の整備ということで、南部の方に特色あるスポーツ整備をいたしたいと、このような御発言があったわけでございますけれども、それらを実現するには、やはり南部の、今、香川郡だけでも香南、塩江、ここらとも十分調整する必要があるのではないか。

一つの例を挙げてみて、そういうふうな、長くなるので、これだけ申し上げますけれども、こういうようなことでも、お互いにやはり合併協議会、私も前々から申し上げておりますように、6町全部が無理でしたら、香川郡内だけでも高松市さんとの合併の話し合いをしておる協議会で、連合で高松市さんと、そういうような点を、やはり、もう少し詰める必要があるのではないか、このように思いますので、1市1町ですと進めておられますけれども、やはり財政面とか、こういうふうな建設計画、やはり私方では香川郡だけでも結構かと思えます。牟礼、庵治町さん、国分寺さんと我々入っていただくと、そういうふうなことで、やはり、どうしても合同の協議会が必要ではないかと、私の方の議会でも、しょっちゅうそれが議論になるわけでございますので。返答は結構でございます。十分お考えおきいただきたいと、そのように思います。

以上です。

議長（増田会長） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） そうしたら協議第28号につきましては、次回以降の会議で引き続き協議をするということとさせていただきます。

次に、新規提案の協議事項でございますが、まず協議第29号一般職の職員の身分の取扱い（協定項目第10号）についてを議題といたします。

なお、協議第29号から協議第36号につきましては、会議規程に基づき、本日の会議では提案及び協議事項についての説明等を行い、次回、13回会議において改めて質疑、協議等を行った上、意思集約を図ることといたしますので、よろしく申し上げます。

それではまず、協議第29号について提案内容を事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、会議資料の28ページをごらんいただきたいと存じます。

協議第29号一般職の職員の身分の取扱いについてでございます。

提案内容を御説明させていただく前に、調整内容につきまして、附属資料で御説明申し上げます。

右肩にその3と書かれております附属資料（新規提案分）、附属資料その3でございますが、新規提案分をごらんいただきたいと存じます。

なお、これから後の案件の説明につきましては、会議資料とこの附属資料を並行して説明させていただきますので、二つの資料を並べてごらんいただければと存じます。よろしくお願いを申し上げます。

新規提案分の附属資料でございますが、表紙の目次でございますように、80ページほどでございます。説明の都合によりまして、両市町に違いのある点を中心にポイントを絞って説明させていただきたいと存じますので、この点御了承いただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、附属資料の1ページをお開き願いたいと存じます。「一般職の職員の身分の取扱いについて」に関する資料でございます。

次の2ページをごらんいただきたいと存じます。

2ページには、両市町の職員数等の現況を記載いたしております。1の職員数及び2の職層別人数につきましては、資料に記載のとおり状況でございます。また、3の級別職種でございますが、2ページから次の4ページにかけて記載しておりますとおり、高松市では全職種とも同じ分類表でございますが、香川町では行政職の分類表以外に医療職の分類表が3種類、技能職の分類表が1種類ございます。また、5ページには、平均給料月額等の現況を記載をいたしております。

恐れ入りますが、2ページにお戻り願いたいと存じます。

ただいまの現況を踏まえた調整案でございますが、2ページの右下にございますように、「香川町の定数内の職員は、すべて高松市の職員として引き継ぐものとする。職員の任免、給与その他の身分の取扱いについては、高松市の職員と不均衡が生じないよう公正に取り扱うものとし、その細目は、両市町の長が別に協議して定める。」としたところでございます。

恐れ入りますが、もとの会議資料の28ページをごらんいただきたいと存じます。

会議資料28ページでございます。ただいま附属資料で御説明申し上げました調整結果に基づく提案内容でございますが、ページの中ほどにございますように、「香川町の定数内の職員は、すべて高松市の職員として引き継ぐ。職員の任免、給与その他の身分の取扱いについては、高松市の職員と不均衡が生じないよう公正に取り扱うものとし、その細目は、両市町の長が別に協議して定める。」というものでございます。

なお、次の29ページと30ページには、先進地域の事例を掲載いたしておりますが、説明は省略をさせていただきます。

以上で協議第29号一般職の職員の身分の取扱いについての説明を終わります。よろしくお願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明がありました協議第29号について、御質問等ございましたら御発言を願います。

はい、どうぞ。

大塚委員 香川町の大塚です。この協定の文章ですけれども、その細目は、両市町の長が別に協議して定めるというのは、こういったことが想定されているのか、お教えいただきたいと思えます。

議長（増田会長） 事務局からお答えします。

事務局次長（加藤） それでは、総務部会からお答え申し上げます。

合田総務部会委員 総務部会でございます。よろしく申し上げます。

この調整案にございますとおり、両市町の長が別に協議して定めると、こういうふうになっております。この案につきましては、基本的には合併特例法を、そのまま引き継いだ形で、この文章をつくっております。

なお、その細目ということになりますと、より具体的な部分につきましては、基本的には公正に取り扱うものと、こうなっておりますけれども、より具体的な部分につきましては、別途、協議をして定めるというふうな形にしておりまして、特には職員の補職とか、それから給料の関係とか、細かな部分がありますので、その部分につきましては、公正に取り扱うというものを基本としながら、このような形で別途、協議をさせていただくということで、この文章上は作らせていただいております。

議長（増田会長） はい、どうぞ。

大塚委員 香川町の職員が、合併した際に18人ぐらい減員をしていかなければならないと、大体1割、この表から見ますと1割ということですが、その減数をしていくということと、それから全職員を引き継ぐということとの間の調整、年次を追って自然退職という、退職時期にあわせて補充をしないわけですから、それで減っていくという見込みで、この18というのが出るのかどうか。

さらに、給与の格差ですけれども、一定の格差が高松市と香川町の場合はあります。特に技能職の場合には開きが大きいわけで、このあたりの調整は公正にという意味はどうい

う形で生かされるのか、お教えいただきたいと思います。

以上です。

議長（増田会長） お答えします。

合田総務部会委員 ここに書いてありますとおり、職員につきましては、これは定数内の職員は高松市の職員としてすべて引き継ぐということで考えております。減数の18というのは多分、建設計画の関係かもわかりませんが、その部分につきましては、通常の、例えば定年退職による退職、それから……

事務局長 18人のことについては事務局の方から説明します。

合田総務部会委員 ですから、基本的には高松市の職員として引き継ぐということでございます。

それともう一つは、給与格差の関係でございますけど、特に技能職員の関係が低いということでございます。これらの本当に、基本的には、合併時において合併特例法に基づく公正に取り扱うということは、基本的には、できるだけ、今後、高松市に入ってきたときに、高松市の職員と均衡を失しないようにということになるわけですが、具体的な部分につきましては、今後また、先ほどお話し申し上げましたとおり、細目ということになりますので、具体的な考え方をお示しさせていただきまして、協議をしていきたいと考えております。

事務局長 前半部分で御指摘いただきました18人減ということでございますが、これは、建設計画の中の財政計画での合併効果という資料の中で提示しているものでございます。

これにつきましては、一般行政職ということで、職員数全体ではなくって、全国の自治体の中で共通の基準で算出する一般行政職という職員数の算出の仕方がございますが、その一般行政職が香川町の場合105人、高松市の場合1,178人でございます。

高松市の一般行政職1人当たりの住民数が283.8ということでございまして、合併いたしますと、両方足しますと1,283になります。ところが、高松市の指数283で割りますと、1,265人でいいという計算が出ます。その差、1,283と1,265の差18、これを最低限削減できる数だということで、削減すれば高松市の現在の行政職員の指数に合致するというのでございまして、そのようなことで積算をしているものでございます。

したがって、現実の行政運営の中での人員削減が、どうなっていくかということに

については別問題というふうに理解をいたしておりますので、御理解をいただきたいと思
います。

議長（増田会長） どうぞ。

大塚委員 将来的に減数ということですが、香川町と高松市であれば、今、
言われた数字で、ほぼ整合性が築けるかということも期待できるわけですが、さら
に6町が合併した場合、この職員数のオーバーしてくる部分は、どのような調整方法が考
えられているのか、ここでは全職員を引き継ぐということになっているんですけれど、
その身分とかそういったものは、それで後どのような形の保障になってくるのか、その点
わかれば。

議長（増田会長） 事務局からどうぞ。

合田総務部会委員 6町全体の結果的にオーバー分というふうなお話ですが、先ほども、
お話し申し上げましたとおり、各町の職員さんにつきましては、合併時に引き継ぎますと
高松市の職員になるとなると、現行の高松市の職員と同等でして、基本的に、我々の今、
適用されております条例等に基づきまして、その身分は保障されると、このようなこと
になります。

その後の人員の関係につきましては、今後合併がなされた以降、どのような形で取り組
むかということになります。それについて具体的に我々、今ここでこうします、ああしま
すという話がしづらい状況ですが、基本的には退職者の不補充などの対応が考えられるの
ではないかと考えております。よろしく申し上げます。

大塚委員 終わります。

岡副会長 岡でございます。ただいまの一般職の職員の身分の取扱いについてござい
ますが、これはお願いでございます。今回の提案では、一般職の職員の身分について高松
市の職員として引き継ぎ、細目については両市町の長が別に協議して定めることとありま
すように、今後、増田市長と十分に協議をしてみたいと考えておりますので、どうぞ
よろしくお願いいたします。

なお、香川町の職員は、これまで香川町の住民のために、これ当然でございますけれ
ども、誠心誠意、一生懸命努力してまいりました。合併後におきましても、高松市の職員や
他の町の職員と待遇面や処遇面などで不均衡を生じないように十分な配慮をお願いいた
したいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議長（増田会長） ほかに、この件について御意見ございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようでしたら、協議第29号につきましては、次回、13回会議において改めて意思集約を図らせていただきます。

次に、協議第30号消防団の取扱い（協定項目第19号）についてを議題といたします。提案内容を説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、協議第30号消防団の取扱いについて御説明申し上げます。先ほどの附属資料の6ページをごらんいただきたいと存じます。附属資料6ページでございます。

附属資料6ページは、「消防団の取扱いについて」に関する資料でございます、5項目でございます。

次の7ページをお開き願いたいと存じます。

まず、組織について御説明申し上げます。

高松市消防団は6方面隊、26分団で構成され、55の屯所がございます。また、階級は7階級に分かれておりまして、定員、現員数は資料に記載のとおりでございます。

一方、香川町では四つの分団が構成され、11の屯所がございます。また、階級は7階級に分かれておりまして、定員、現員数は資料に記載のとおりでございます。このように、両市町では団の組織が異なりますほか、階級及び階級の定員に違いがございます。

これらの問題点、課題を踏まえた対応策でございますが、ページ右側の中ほどに書いてございますように、香川町消防団を高松市消防団に統合し、高松市消防団香川分団とする。香川町消防団の団員については、高松市消防団員として引き継ぐものとするとし、調整案といたしましては、「香川町消防団は、高松市消防団に統合する。」としたところでございます。

次に、8ページをごらんいただきたいと存じます。

消防団員の報酬等でございます。1の団員報酬及び2の出動報酬等につきましては、現況欄にそれぞれ記載のとおりでございます。また、3の退職報償金でございますが、在職年数が5年未満の団員については、高松市では在職年数が3年以上5年未満の団員に対して、共助会から一律3万円を支給いたしております。一方、香川町では、5年未満の団員に対して、退職報償金支給規則に基づき、勤務1年につき7,000円を乗じた額を支給いたしております。

このように、両市町では団員報酬、出動報酬等及び退職報償金に差異がございますが、

対応策、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、9ページをお開き願いたいと存じます。

消防団員互助共済会でございますが、高松市では資料に記載のような制度を設けておりますが、香川町にはございませんことから、調整案といたしましては、「高松市の制度を適用する。」としたところでございます。

次に、10ページをごらん願います。

被服等貸与でございます。両市町では、現況欄に記載のとおり、被服等を貸与しておりますが、品目、数量等に多少の違いがございますが、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、11ページをお開き願います。

消防団車両でございます。高松市及び香川町では、資料に記載のと通りの消防団車両を保有しておりますが、その装備等の違いがございます。これらの現況を踏まえた対応策でございますが、香川町消防団の車両の積載資機材は、当分の間、現行のとおりとするとし、調整案といたしましては、「香川町消防団の車両については、高松市消防団に引き継ぐものとする。」としたところでございます。

以上が調整内容でございます。

恐れ入りますが、もとの会議資料の31ページをごらんいただきたいと存じます。

ただいま附属資料で御説明いたしました調整結果に基づく提案内容でございますが、ページ中ほどにございますように、「香川町消防団は、高松市消防団に統合する。消防団員の報酬等については、高松市の制度に統一する。」というものでございます。

以上で協議第30号消防団の取扱いについての説明を終わります。よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第30号について、御質問等ございましたら御発言を願います。

特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようでしたら……、はいどうぞ。

大塚委員 香川町の大塚です。高松市と香川町と消防団員数あるいは分団数等を比較したときに、高松市の人口対比で見ますと、香川町の団員数が、かなり大幅に数が多いよう

に感じるわけですが、香川町で現在の現員数というのは、先般の災害においても、また、山火事が出たときとかということ想定すると、まだまだ多過ぎるというふうな実情にはありません。将来的に、この数が維持できるのかどうか、また引き継ぐということではありますけども、高松市のこの団員定数が定められている基準というのは、どういう形になっているのか、将来的にはその基準が適用されるかと思うんですけども、どのようになるのか、お教えいただきたいと思います。

議長（増田会長） 事務局からお答えします。

事務局次長（加藤） それでは消防部会からお答え申し上げます。

矢代消防部会委員 消防局の矢代でございます。今の御質問にお答えいたします。

なるほど人口当たりの団員数は、非常に香川町は多うございます。高松市も806ですけども、15年ほど前に近代化、いわゆるスリム化を図りまして、806名にしたところでございます。以前は1,600ぐらいおったんですが、スリム化して806名にしたという経緯がございます。

110名の香川町の消防団員について、これを高松市がどういうふうな引き継ぎ方をするかということにつきましては、当然、地域に密着した有能な消防団でありますから、全員をいわゆる高松市の消防団として受け入れるものでございまして、その階級あるいは報酬につきましては、高松市の制度に統一するというふうなことでございます。基準というものはございません。条例定数でございますから、条例で、こういうふうに決まっておりますものでございまして、基準はございませんので、よろしく願いいたします。

大塚委員 終わります。

議長（増田会長） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようでしたら、協議第30号につきましても、次回、13回会議で改めて意思集約を図ることいたします。

次に、協議第31号保健衛生事業（協定項目第24-11号）についてを議題といたします。

提案内容を説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、協議第31号保健衛生事業について御説明いたします。附属資料の12ページをごらんいただきたいと存じます。

「保健衛生事業について」に関する資料でございます。ちょっと数が多いんですが、

24項目ございます。

次の13ページをごらんいただきたいと存じます。

13ページの医事監視指導及び14ページの介護老人保健施設整備及び指導監査等につきましては、資料にも記載しておりますように、高松市では中核市として市において実施いたしておりますが、香川町では、現在、香川県が同様の業務を実施いたしております。これらの現況を踏まえた対応策でございますが、いずれも、高松市の制度を適用するとともに、実施機関を香川県から高松市へ移行することとし、調整案といたしましては、「高松市の制度を適用する。」といたしております。

続きまして、15ページをお開き願います。

地域保健推進でございますが、両市町では健康増進に関する施策についての計画を定め、地域保健対策を実施いたしておりますが、その推進組織に違いがございます。これらの現況を踏まえた対応策でございますが、高松市の地域保健推進協議会において、香川町地域を含めた活動を行うものとするとし、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、16ページをごらんいただきたいと存じます。

健康づくり推進プランでございますが、高松市では2012年までの健康づくり推進プラン「健やか高松21」を策定いたしておりますが、香川町では健康づくり推進プランが策定されておられません。これらの現況を踏まえた対応策でございますが、高松市の制度を適用することとし、高松市健康づくり推進プラン「健やか高松21」については、合併年度の翌年度に、香川町地域の実情等を踏まえ、香川町地域を含めた計画に改訂するものとし、調整案といたしましては、「高松市の制度を適用する。」としたところでございます。

続きまして、17ページをお開き願いたいと存じます。

17ページから18ページにかけましての営業許可等につきましては、中核市として高松市が実施している業務でございます。同じように、次の19ページから21ページにかけましての監視・指導・講習等、そして22ページでございますが、22ページの食中毒予防推進につきましても、中核市としての業務でございます。調整案といたしましては、いずれも「高松市の制度を適用する。」としたところでございます。

続きまして、23ページをお開き願います。

23ページの公衆浴場施設改善事業等助成でございますが、これは高松市のみでの制度でございますことから、調整案といたしましては、「高松市の制度を適用する。」としたと

ころでございます。

続きまして、24ページをごらんいただきたいと存じます。

狂犬病予防でございますが、狂犬病予防法に基づく予防注射と犬の登録管理につきましては、両市町ともに実施しているところございまして、調整案は、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、25ページをお開き願いたいと存じます。

野犬対策でございますが、香川町では2の捕獲箱の貸出し・引取りは行っておりますが、狂犬病予防法に基づく1の野犬等の捕獲・保護・抑留は県が同様の業務を行っておりますことから、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、26ページをごらんいただきます。

犬猫不妊去勢手術費補助事業でございますが、これは高松市のみ制度でございますことから、調整案といたしましては、「高松市の制度を適用する。」としたところでございます。

続きまして、27ページをお開き願いたいと存じます。

27ページのエイズ予防・相談指導事業、そして次の28ページから29ページにかけての感染症予防事業等、そして30ページから32ページにかけましての結核予防等結核関係事業、そしてその後33ページから35ページにかけましての精神保健福祉相談等指導事業につきましては、一部香川町においても実施している事業はございますが、ほとんどが、先ほどと同様に、中核市として高松市が実施している事業でございまして、調整案といたしましては、いずれも「高松市の制度を適用する。」としたところでございます。

続きまして、36ページをごらんいただきたいと存じます。

36ページ、精神障害者社会復帰支援等事業でございますが、36ページの1のデイケアから次の37ページの5の病院月報受付事務につきましては、中核市として高松市が実施している事業でございまして、調整案といたしましては、「高松市の制度を適用する。」としたところでございます。

続きまして、38ページをごらんいただきたいと存じます。

保健センター施設・機能についてでございます。現況でございますが、1の施設の概要は、資料に記載のとおりでございます。また、2の設置の経緯等でございますが、経緯につきましては、市町間で違いがございますが、その位置づけについては、高松市保健セン

ター、香川町保健福祉総合センターとも市町村保健センターとして整備された施設でございます。また、3の機能でございますが、併設機能において違いがございます。

このような現況を踏まえた対応策でございますが、右側の中ほどでございますように、香川町保健福祉総合センターについては、設置の経緯等を踏まえる中で、市町村保健センターとして高松市に引き継ぐものとする。また、併設機能の取り扱いについては、他の協定項目により協議するとし、調整案といたしましては、「香川町保健福祉総合センターについては、市町村保健センターとして高松市に引き継ぐものとする。」としたところでございます。

続きまして、39ページをお開き願います。

予防接種でございます。表の一番下のツベルクリン反応検査・BCG接種の実施方法において違いがございますが、自己負担額に差異はなく、実施方法につきましても、おおむね同様でございますことから、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、40ページをごらんいただきたいと存じます。

母子健康教育でございます。両市町で妊婦や乳幼児を持つ母親などを対象に、育児不安解消や子育て支援のための事業を実施しておりまして、事業数や実施内容に違いがございますが、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、次の41ページをお開き願いたいと存じます。

妊婦・乳幼児健康診査でございますが、妊婦・乳幼児健康診査では、現況欄の表の上から2段目の妊婦歯科健康診査の実施方法及びその二つ下でございます乳児相談（定期）の事業内容に違いがございます。また、高松市では、4カ月児、2歳3カ月児に対する医師による健康診査を実施いたしておりません。また、1歳6カ月児健康診査、3歳児健康診査、ことば相談、こども相談につきましても、高松市の制度に統一いたしますと、高松市が集団健診でございますことから、高松市保健センターでの受診となることが問題点として挙げられております。

このような現況を踏まえた対応策でございますが、右の中ほどでございますように、高松市の制度に統一する。ただし、香川町地域における1歳6カ月児健康診査、3歳児健康診査、ことば相談及びこども相談の実施場所については、現行のとおり実施するが、合併年度の翌年度から3年度目において見直しを行うものとするとし、調整案といたしまして

は、「高松市の制度に統一する。ただし、香川町地域における1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査、ことば相談及びこども相談の実施場所については、合併年度及びこれに続く3年度について、現行のとおりとする。」としたところでございます。

続きまして、42ページをごらんいただきたいと存じます。

健康教育・健康相談でございますが、両市町とも健康まつりを実施いたしておりますが、実施内容等に差異がございます。対応策でございますが、香川町で実施している健康まつりについては、高松市の健康まつりに統合するものとし、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、次の43ページをお開き願いたいと存じます。

健康診査・がん検診でございます。現況につきましては、43ページから次の44ページにかけて記載のとおりでございますが、各種のがん検診におきまして、実施方法、自己負担額、自己負担免除者に市町間で違いがございます。また、43ページの香川町の現況欄に、表の下に注として記載をいたしております総合検診、香川病院における1日人間ドック、そしてその後の婦人健康診査については、香川町のみ実施しているものでございます。また、骨粗しょう症の検診、予防教室におきまして、市町間で相違がございます。

これらの現況を踏まえた対応策でございますが、右側の中ほどにございますように、高松市の制度に統一することとし、香川町で実施している総合検診については、人間ドック助成制度の対象となる国民健康保険加入者を除き、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする、また、香川町で実施している骨粗しょう症検診、婦人健康診査は、高松市の骨粗しょう症予防教室に移行する、なお、がん検診は国の制度の変更がありますことから、国の制度の変更等により、実施方法等に差異が生じる場合には、合併時までに調整するものとし、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。ただし、香川町で実施している総合検診については、国民健康保険加入者を除き、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。」としたところでございます。

続きまして、45ページをお開き願います。

地域保健組織でございますが、現況欄にございますように、香川町には地区保健委員会、保健委員会連絡協議会、地区献血推進協議会及び献血推進協議会連合会がございません。一方、高松市には愛育会がございません。このような現況を踏まえた対応策でございますが、香川町地域において、地区保健委員会及び地区献血推進協議会の組織化を促すものとする。香川町の食生活改善推進協議会については、高松市の食生活改善推進協議会への統

合を促すものとする。香川町の愛育会については、自主グループとして取り扱うものとするというものでございまして、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、46ページをごらんいただきたいと存じます。

初期救急医療でございますが、現況欄に記載のとおり、香川町におきましては、現在、高松市で実施いたしております夜間急病診療、休日歯科診療補助事業、夜間救急歯科診療補助事業、いずれにつきましても実施いたしておりませんことから、調整案といたしましては、「高松市の制度を適用する。」としたところでございます。

以上が調整内容でございます。

恐れ入りますが、もとの会議資料の34ページをごらんいただきたいと存じます。

ただいま附属資料で御説明いたしました調整結果に基づく提案内容でございますが、ページの中ほどにございますように、「保健衛生事業については、高松市の制度に統一する。香川町保健福祉総合センターについては、市町村保健センターとして高松市に引き継ぐものとする。香川町地域における1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査、ことば相談及びこども相談の実施場所については、合併年度及びこれに続く3年度について、現行のとおりとする。香川町で実施している総合検診については、国民健康保険加入者を除き、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。」というものでございます。

以上で協議第31号保健衛生事業についての説明を終わります。よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第31号について、御質問等ございましたら御発言を願います。

はい、どうぞ。

千葉委員 高松の千葉です。夜間救急診療のことで、高松市の制度を適用するとありますけれど、もし高松市の制度を適用した場合、夜間に検診とか受診したい場合は、ここにあるように、高松市の夜間急病診療所へ香川町から来ないとだめということになるんですか。それとも香川町にある病院、ありますよね、香川病院、そこで、その夜間診療をするというふうに調整して行って、制度を香川町で適用するようにするというふうに持っていくんでしょうかね。それまた作業部会とか、そういうとこでなると思うんですけど、できたらやっぱり、その香川町は香川町で夜間が近くにある診療所、病院でちゃんとできるような方法というか、そういう調整を話し合いでしていただけたら、緊急ですしね、夜間

て、特に不安が多いですから、遠い高松まで来ることはないと思うんですが。

議長（増田会長） 事務局からお答えします。

事務局次長（加藤） それでは、健康福祉部会の方からお答え申し上げます。

近藤健康福祉部会委員 健康福祉部会の近藤です。ここで、夜間急病診療について、高松市の制度を適用するという意味合いがどうかという質問の趣旨かと思うんですが、今現在でも、高松市の夜間急病診療所に香川町の方、夜間たくさんおいでいただいております。ここで協議項目で、あえて高松市の制度を適用するといたしました意味合いといたしましては、今現在は高松市として、今現在のエリアの高松市として夜間急病診療所を運営しておりますが、合併後は香川町地区も含めました新エリアとして一つの夜間急病診療所を運営するというふうな趣旨で、それと、こういった制度が高松市にあるということも協議の場で知っていただくという、両方の意味合いで提案させていただいております。

ですから、香川町地区に別個、夜間急病診療所を別に設けるというふうな趣旨ではございません。現実的に、夜間急病診療所は7時半から11時半まで診療いたしております。そして、遠いところ、坂出あるいは志度とか、夜間でしたら香川町から、今の桜町に夜間急病診療所はあるんですが、恐らく車で、きょう来るときは20分ぐらいで来れましたので、夜間でしたら恐らく15分とか、そういった時間帯で、町役場の位置までですけども、来れますので、それほど遠方でもないと考えておりますので。拠点分散すればするほど、専門医の問題とか、それから二次の、夜間急病診療所においての方の重症の患者につきましては、二次病院ということで、より精密な診療を受けれる医療機関が後方に待機しておりますので、そこへの搬送は非常に緊急を要すると我々考えております。ですから、そういったことを考えまして、今現在の夜間急病診療所を拠点にして、そこに急病の場合は来ていただくというようなことで、中身の充実を図っていきたいというふうに考えておりますので、どうぞ御理解いただけたらと思います。

千葉委員 高松の千葉です。そうしますと、合併して高松市の制度を適用するとありますが、現状は同じ状態が続くということですね。ただ、高松市に適用するというふうな形、行政区域が高松になるからここに出てるんで、現在も、香川町からは、いっぱい夜間に来てくださっているということですね。香川町の方はよろしいですか。

議長（増田会長） ほかに何かございますでしょうか。

はい、どうぞ。

山本委員 香川町の山本です。高松市の健康まつりなんですが、高松市の保健センター

であるのを、私、一度行ったことがあって、すごくよかったと思うんです。ですけど、合併した場合に香川町の人も高松市の保健センターまで保健まつりに行くというのは、ちょっと大変だと思うので、高松市の制度に統一するというのを、香川町のさわやかセンターでもやってほしいと願っています。よろしく願っています。

議長（増田会長） お答えします。

近藤健康福祉部会委員 お答え申し上げます。

高松市全域を挙げての健康まつりとしては、今現在やっております高松市の保健センター、今現在は高松市の保健センターでやっておりますが、市全体を網羅する健康まつりとしては、高松市に統一したら1カ所でやりたいと考えております。ただし、今現在、高松市内の各小学校単位でやられておりますいろんな祭りがございます。ですから、今、現状申し上げましたら、高松市内でもそういった各地区の祭りとかイベントのときに、健康づくりに向けての啓発とか、そういった形で健康づくりのいろんなパネル展とか、そういったことは現状としてやっております。

ですから、香川町地域におきましても、合併後、そういった形で地区の健康づくりとして啓発に努めていただけたら。ただし、全市を挙げての健康まつりとしては高松市の制度に統一させていただきたいということで御理解いただけたらと思います。

山本委員 はい、ありがとうございました。

議長（増田会長） ほかにございますか。

はい、どうぞ。

北中委員 香川町の北中でございます。乳幼児の件なんですけども、健康相談とか予防注射とか健康診断、そういうふうなのは、3年間だけは、さわやかセンターでということなんですけども、高松の方まで小さい子供連れて出てくるのは大変だと思いますので、ずっとさわやかセンターで、南部の方の拠点として、そういうふうにしていただきたいと思います。お願いするんですけども。

議長（増田会長） 事務局から。

近藤健康福祉部会委員 お答え申し上げます。

今現在、協定案で申しましても、各地域で行うのが適当なものにつきましては、香川町地域、今の、さわやかセンターで行うと。例えましたら、母子健康手帳とか、それから1歳6カ月と3カ月健診につきましても、3年度やってみて3年度目に見直すという形にはしておりますが、ですから4年度目以降どうなるかというのは、そのやり方も踏まえてよ

りよきやり方を目指していくという考えであります。

ですから、その地域で今の高松市内の各地域でも地域の実情に応じた、いろんな、さまざまな保健活動をやっております。ですから、そういったものは香川町地域におきましても、同じようなことをやっていただきまして、1歳6カ月健診と3歳児健診につきましては、今の高松市域は、すべて高松市の保健センターへ今来ておりますが、せっかく香川町にはそういった施設がありますので、そういった施設も活用する中で、3年度目には、やり方を見直すとはしておりますけれども、よりよきやり方は常に見直しを含めてやっていきたいと考えておりますので、そういったことから、今、協定にありますような表現になっておりますので、御理解いただけたらと思います。

北中委員 ありがとうございます。わかりました。

議長（増田会長） ほかにございませんですか。

はい、どうぞ。

鎌田委員 鎌田です。すべてこの中核市として高松市が実施ということで、中核市の一つの目玉が、この保健衛生事業だという話を聞いたことがあります。これは香川町さんにも同じ高松市として適用する。大変これなんか大いに合併の目玉になるんじゃないかと思うんですが、さて、この保健衛生事業というのはこういう形でどんだんどんだん6町に適用しちゃったら、高松市の財政大変になるんじゃないんでしょうか。中核市になって、保健衛生事業を単独で施行するようになって、財政状態はどうだったんでしょうか。結局財源の移譲もあるし、国庫補助負担金もあるし、交付税もあるし、十分やっていけますよということだったんか、それとも結構大変なことなのか、その辺をちょっと一般論として伺いたいんですが。

議長（増田会長） 事務局からお答えします。

事務局長 合併協議会の事務局として十分な説明ができかねるとは思いますけれども、中核市としてやっている事業については、基本的に、これまでは都道府県がやっておった事業、都道府県も、やっておる段階では、財源を確保してやっておるということでございますので、基本的にはそれを引き継いで高松市がやっておるということでございます。

しかし、現実には、非常に中核市としてやっておる、それが従来、香川県がやっておったと同様の財源が確保できているかどうかということについては、非常に厳しい問題があるろうかというふうに認識をいたしております。御理解をいただきたいと思っております。

議長（増田会長） ほかに、どうぞ。

溝淵委員 香川町の溝淵でございます。香川町で実施している総合検診については、国民健康保険加入者を除きということになっておりますけども、これは国民健康保険の中に何か規定があるんじゃないかと思えますから、その点、説明をお願いしたらと思えます。

議長（増田会長） 事務局から。

近藤健康福祉部会委員 部会の方からお答え申し上げます。高松市では、国民健康保険制度の中に人間ドックの助成制度というのがございます。それにつきましては、国民健康保険事業の中の協定項目の中でも出てきたかと思えますが、人間ドックを受ける場合に、1年度に1回2万5,000円の助成が国保の事業でございます。ですから、国保に加入されている方は、この助成制度の適用になりますので、そちらの方に国保の方については移行していただくと。ですから、国保以外の方、社保の、主に家族とか、それから検診の機会のない社保の本人の方が、恐らく今現在、香川町における人間ドックを受けられていると思えますので、それはその人たちは国保のドックの助成は受けられませんので、その方たちのために合併年度及びそれに続く3年度に限り、経過措置として、こういった従来どおりの香川病院での人間ドックを3年度限り行くと、そういうふうにしたものでございますので、よろしく願い申し上げます。

議長（増田会長） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようでしたら、協議第31号につきましても、引き続き次回、13回会議で意思集約を図ることといたします。

次に、協議第32号商工・観光関係事業（協定項目第24-14号）についてを議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、附属資料の47ページをお開き願いたいと存じます。附属資料47ページでございます。

「商工・観光関係事業について」に関する資料でございまして、11項目ございます。

次の48ページをごらんいただきたいと思います。

中小企業指導団体等育成でございます。まず、1の中小企業指導団体補助でございますが、高松市では、条例等に基づき、高松商工会議所、高松市山田商工会など七つの団体に対し助成を行っております。一方、香川町におきましても、香川町商工会など三つの団体に補助金を支出いたしておりますが、補助の対象、補助内容に違いがございます。

なお、2の香川県中小小売商団体連合会補助から5の高松職業安定協会補助までの各種の補助及び6の審議会につきましては、香川町では該当がございません。

対応策でございますが、ページ右側の中ほどでございますように、商工会については、速やかな統合を促す。香川町商工会に対する補助については、合併年度及びこれに続く3年度について、現行のとおり実施するものとする。なお、合併後において、県の補助制度の動向や商工会の統合状況などを総合的に勘案する中で、適切な検討を行うものとし、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。ただし、香川町商工会に対する補助については、合併年度及びこれに続く3年度について、現行のとおり実施するものとする。」としたところでございます。

続きまして、49ページをお開き願いたいと存じます。

中小企業勤労者福祉制度でございます。高松市では、中小企業で働く従業員の福祉増進を図るため、49ページから51ページにかけて記載をいたしておりますような各種の事業を実施いたしておりますが、香川町には同様の制度はございません。調整案といたしましては、「高松市の制度を適用する。」としたところでございます。

続きまして、52ページをお開き願いたいと存じます。

企業誘致推進でございます。両市町では、条例に基づき、記載のような内容で企業誘致を行っておりますが、制度の内容に違いがございます。

なお、香川町におきましては、現在1件適用事例がございますので、高松市の制度に統一いたしますと、合併時において香川町地域の立地助成金及び促進助成金の交付対象企業に対しての対策が必要となるものでございます。

このような現況を踏まえた対応策、調整案でございますが、「高松市の制度に統一する。ただし、合併時に香川町の企業立地促進条例に基づき、助成金の交付を受けている企業については、助成期間が満了するまでの間、現行の香川町の制度を適用するものとする。」としたところでございます。

続きまして、53ページをごらんいただきたいと思います。

中小企業等融資制度でございます。まず、1の審査委員会でございますが、高松市では現在融資制度の迅速かつ効率的な運用を図るため、審査委員会を設けておりませんが、香川町におきましては、審査委員会を設置いたしております。また、2の中小企業融資につきましても、融資金額と内容に市町間で違いがございます。また、3の中小企業公害防止施設整備資金融資、4の同和対策小規模企業融資、5の中小企業団体等融資は高松市のみ

の制度でございます。

このような問題点を踏まえた対応策、調整案でございますが、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、55ページをお開き願いたいと存じます。

計量検査事業でございます。高松市におきましては、中核市といたしまして、この事務を市が実施いたしておりますが、香川町におきましては、県が同様の業務を実施いたしております。また、検査会場でございますが、高松市では、各地区の公民館等で実施いたしておりますが、香川町では、役場本庁及び各公民館で実施しておりますことから、対応策といたしましては、実施機関を香川県から高松市に移行する。香川町地域における検査会場については、住民サービスの低下を招かないよう、合併時まで調整するものとし、調整案といたしましては、「高松市の制度を適用する。」としたところでございます。

続きまして、56ページをごらんいただきたいと存じます。

観光振興計画でございますが、香川町では計画を策定いたしておりませんことから、対応策といたしましては、観光振興計画については、合併後速やかに香川町地域を含めた計画に見直すものとし、調整案としては、「高松市の制度を適用する。」といたしております。

続きまして、57ページをお開き願いたいと存じます。

観光イベント振興事業でございますが、香川町では実施いたしておりませんことから、調整案といたしましては、「高松市の制度を適用する。」としております。

続きまして、59ページをお開き願います。

観光協会等の育成でございます。1の観光協会等でございますが、高松市では、財団法人高松観光コンベンション・ビューローに対し、記載のと通りの補助を行っておりますが、香川町では該当がございません。また、2の地区観光協会等でございますが、高松市では10の地区観光協会がございまして、それぞれの団体に対しまして、運営補助等の支援を行っておりますが、香川町では該当がございません。

次に、60ページの3の観光関連団体補助でございますが、香川町では、竜桜公園の管理事業をしております商工会などの二つの観光関連団体に対しまして、補助を行っております。

このような現況を踏まえた調整案でございますが、59ページにございますように、「高松市の制度を適用する。香川町の観光関連団体補助については、現行のとおり継続す

るものとする。」としたところでございます。

続きまして、61ページをお開き願いたいと存じます。

61ページの観光施設運営等事業、そして62ページの高松テルサ運営事業、63ページの競輪運営事業につきましては、香川町には該当がございませんことから、いずれも「高松市の制度を適用する。」としたところでございます。

以上が調整内容でございます。

恐れ入りますが、会議資料の方の37ページをごらんいただきたいと存じます。

ただいま附属資料で御説明いたしました調整結果に基づく提案内容でございますが、ページの中ほどにございますように、「商工・観光関係事業については、高松市の制度に統一する。香川町商工会に対する補助については、合併年度及びこれに続く3年度について、現行のとおり実施するものとする。合併時に香川町の企業立地促進条例に基づき、助成金の交付を受けている企業については、助成期間が満了するまでの間、現行の香川町の制度を適用するものとする。香川町の観光関連団体補助については、現行のとおり継続するものとする。」というものでございます。

以上で協議第32号商工・観光関係事業についての説明を終わります。よろしく願いを申し上げます。

議長（増田会長） ただいま説明がありました協議第32号について、御質問等ございましたら御発言を願います。

はい、どうぞ。

長尾委員 香川町の長尾でございます。第9回協議会の折にも少し触れさせていただきましたけど、再度お願いをいたします。

今、高松市さんにつきましては、周辺の複数の町と合併による設立に向けて協議が進められておるところでございますけれども、合併後の香川町商工会についてと補助金の確保についての2点で質問と要望をお願いいたします。

まず1点目でございますけれども、行政合併後の香川町商工会についてでございます。合併特例法によりますと、商工会などの公共団体は区域内で統合整備を図ることということになっておりますけれども、その中の商工会を例に取りますと、商工会と商工会議所、高松市には商工会議所がございますけれども、それぞれ法律で定められた特別認可法人ということになっております。

そういう関係上、組織体制、事業内容、運営方法と組織法が大きく異なっておりますの

で、商工会合併に関しては、同一地域内とはいえ、商工会議所との合併を行うには、逆に地域における商工施策の推進に支障を来すおそれがあるというふうに考えられます。

そこで、お願いといたしまして、行政合併が行われれば、商工会も合併地区内の近隣の複数商工会と合併に向けて努力をし、なおかつ会員、地域、行政に支持され頼られる組織を目指してはまいる所存でございますけれども、今後、香川町商工会が地域総合経済団体として目指していきたいなと思っておりますのは、来年3月22日に合併を予定されております丸亀市と綾歌、飯山、両町のように、現在活動中の丸亀商工会議所とは別に飯綾商工会として存続することが合併協議会において承認をされておりますことから、当香川町商工会も同様な、お取り扱いを認めていただければ、地域の小規模事業者への支援団体として活躍していきますので、当合併協議会の中で審議の上、格別な、お取り計らいをお願い申し上げます。

続いて2点目ですけれども、行政合併後に商工会に対する補助金の確保についてですけれども、先ほどの協定項目の中に、合併年度及びこれに続く3年度について、現行のとおり実施するとなっておりますけれども、ちょっと、私その意味がよくわかっておりません。

今後、商工会が仮に地域、行政に支持されて自立していける商工会になるためには、行政合併は一つの契機であり、それに伴う商工会の合併も有効な手段であると私たちも認識はしております。

しかしながら、近年の行財政改革等の影響によりまして、国、県等の補助金が減少すると言われている一方、その財源確保のため、組織する会員から徴収するにも、大半が小規模事業者であるということから、これ以上、財政負担を求めることは困難でないかというふうに考えております。

そこで、行政合併後も3年間は補助金が現状維持で約束されているということなんですよけれども、それ以降についてお尋ねをいたします。当商工会においても、先ほど説明がございましたように、現在、香川町より補助金が竜桜公園整備事業も含めまして685万円、一般会計に入れさせていただいております。

平成15年度、一般会計の総収入額が約4,100万円なんですけれども、これは香川県下に32町、それぞれ商工会がある中で、そのうち商工業者数でも、会員数割で見ても、一事業者当たりで見ると、県下で香川町が、今現在、最低額となっております。つまり、一事業所当たりは収入も支出も32番目の町ということになっております。

ちなみに、県下1位は仲南町でございますけれども、商工業者数で対比しますと、一事

業所当たりが香川町の約5倍の収入となっております。

このようなことから、香川町において、地域小規模事業者への支援体制が弱体化しないよう、これまで同様、香川町商工会が地域総合経済団体として、町から交付されておる補助金金額につきましては、行政合併後も、少なくとも10年間は継続の上、満額確保されますよう特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

願わくは、他の公共的団体補助金につきましても、しばらくの間、成り立つよう御配慮重ねていただけますようお願い申し上げ、以上2点につきましては、会長さんの立場でも、市長さんの立場でも結構でございます。現時点でのお考えをお示しいただければ幸いです。終わります。

議長（増田会長） 私にということですので、お答えしますが、この件については、以前6町の商工会長様ともお話ししたことがございますが、その時点でもお話ししたように、商工会というと非常に地域の商業振興に貢献しておるということから、単なる統合ということは考えていないと。

ただ、香川県が大部分の助成をしておる、商工会に、しておるんですが、ここが合併をした町村の商工会については、3年間現行の助成を保障するというような方針を出しておるということをお聞きしまして、その後はどうなるのかということが今の時点で非常に不透明でございますので、当面、私どももこういうことではいたしておりますが、なお、そのときに、近く知事と会う機会があるから、なお十分にお話ししますということだったんですが、その後お話ししたときも、やはり県としては、今こういう非常に厳しい経済情勢の中で、いつまでということはいえないけれども、とにかく合併した商工会については、3年間は現行どおりと。じゃ、それ以外のところはどうなるんですかといったら、それは当然、それよりは厳しい条件になることが予想されますというようなことでございまして、とにかく県としても、まだ商工会をその時点でどうするかというのがはっきりしてないということをお聞きしましたので、やむを得ないと思いますので、我々も、とにかくこの3年間に限りや、ということではなくて、3年間は十分現行のままで様子を見よう。その時点で判断する以外ないんでないかなということで、こういう文言にもなっておるし、私どももそう思っておるんですが。

今も、市内でも商工会議所と商工会と並列しておりますから、それが一緒になるということは考えられませんし、商工会がその時点で、まだ合併の全体像も出ておりませんが、もし6町がそれぞれの商工会を持っておったとしても、それをそのまま独立させて

いくのか、その時点までに統合とかという話になるのか、これもちょっと今の時点では不透明でございますので、その時点で判断せざるを得ないのかなと思っておりますが、私個人としては、商工会というのは十分に今後とも存在価値があるし、また存在させねばならないと思っておるところでございますので、そういう方向で、県の助成の状況等も十分に留意しながら、市としての補助金についても、当然、考えていかなければならないと、こんなふうに思っております。

ほかにございますでしょうか。

はい、どうぞ。

御厩委員 香川町の御厩でございます。今、長尾委員の方からも発言ありましたけれども、先ほど市長さんの方から、県からの3年間という指導また方針があるとお聞きしたんですが、県が3年間で減額になり、また市が大幅減額になりますと、本当に商工会としてはダブルパンチで、本当にやっていけなくなる可能性が往々にして心配されるので、市は市として、独自にそれはどうなるか、どうやるのか、ぜひとも御検討いただきたいと要望しておきます。

議長（増田会長） 先ほどもお答えしましたが、3年後の状況というものが不透明でございます。県がそれで打ち切るのか、それとも従来どおり続けてくれるのか、また、どういう形になるのかよくわかりませんので、その時点で十分に協議したいと思っておりますが、何か事務局の方で補足することありますか。特にないですか。いいですか、今ので。はい。

ございませんか。

はい、どうぞ。

千葉委員 済みません。高松の千葉です。ひょうげ祭りとか祇園座って香川町にはあると思うんですが、そのことが観光イベントとかそこには出てきてないんで、ほかのところでもまた打ち合わせとか上がってくるのかどうか、そのことだけちょっとお聞かせください。

議長（増田会長） 事務局からお答えします。

事務局次長（加藤） 所管しておるのが文化部門でございますので、協定項目で申し上げますと、文化振興事業というところで、そういったひょうげ祭りの取り扱いは御協議いただくことになっております。よろしく申し上げます。

千葉委員 はい、わかりました。

議長（増田会長） ございますか。はい、どうぞ。

鎌田委員 塩江町さんとは、もう協定調印しちゃったから、今さら言ってもむだかもし

れませんが、これから本当に財政窮乏化時代に、こんな助成金、補助金が要るのかなというのをまだまだ高松市たくさん残していますが、それをそのまま、香川町にないということは必要ないものかもしれないわけですよ。香川町にないから高松市もやめまして言ったらどうですか。全部、高松市はあれするというと、結局一つも減らさない、ふえるものばかり。新しく合併した自治体は、ますます財政負担大きい。合併して、しかも、先ほどの初瀬委員さんのおっしゃりようによると、もちろん合併特例債みたいなあれはしないと事務局はおっしゃっている。それは賛成ですよ。やっぱり、せっかく合併なんだから、この機会に合理化できるものはどんどんしちゃうべきだと、いつも言ってますけれど、両方突き合わせていって、ないものはやめるってことも一つの選択肢じゃないでしょうか。

議長（増田会長） 事務局からお答えします。

事務局長 合併協議に当たっての基本的な考え方として、今、御指摘の点ごもっともでございます。そういうこともあります。一方で、合併して、今回、編入合併ということで、編入される地域がどうなるかという不安もある。そこらあたりの調整ということで、いろんな観点からの調整を行っているということでございまして、いずれにしても、行政運営において常に改革、改善をしていく必要があるということは、地方自治法にきちんと明記されておるところでございますので、合併にかかわらず、それは対応しなければならぬというふうに考えております。

以上でございます。

議長（増田会長） 何が何でも全部いいようにということやなくて、やっぱり町側にも痛みが随分出てくるのがありますし、そういう中でやっておりますので、全部が全部いい方にやっておるわけでは決まらざるで、御理解いただきたいと思っております。

ほかにもございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようでしたら、協議第32号につきましても、次回、13回会議で改めて意見集約を図ることといたします。

次に、協議第33号上水道事業（協定項目第24-18号）についてを議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、附属資料の64ページをごらんいただきたいと存じます。

「上水道事業について」に関する資料でございますが、一番下の参考資料を除きまして八つの項目がございます。この8項目の調整内容につきましては、次の65ページの経営形態、会計制度等から73ページまでの水質検査まで、それぞれ所定の様式で現況及び調整案を掲載いたしておりますが、本日、委員の皆様へ、よりわかりやすく御説明させていただくという趣旨で、参考資料をその後に掲載いたしておりますので、この参考資料により御説明をさせていただきます。

74ページをごらんいただきたいと思います。

まず1の水道事業の経営形態と会計処理でございますが、香川町の上水道も高松市と同様に、公営企業法を適用し、企業会計で運営されておりますことから、高松市の水道事業に統合するとともに、会計処理につきましても、企業会計に統一して処理をすることといたしております。

次に、2の水道料金でございますが、香川町の水道料金につきましては、合併時に高松市の水道料金に統一することといたしております。ただし、料金の統一に伴い、負担が増加するものにつきましては、急激な負担の増加を避けるため、その増加額について合併後4年目に高松市の水道料金と同額になるように、段階的に調整することといたしております。

次の表をごらんいただきたいと思います。

この表は、水道料金の比較表でございますが、表の後に記載しておりますように、高松市の料金と香川町の料金を比べた場合、高松市の料金は基本料金と平均使用料を超えた部分の従量料金の単価が高くなっております。このようなことから、表の左側の上段部分の

印がついておりますが、香川町の水道使用者の96.1%を占めておりますメーター口径13ミリメートルの一般用で平均の使用量が1カ月19立法メートル付近の使用者、これにつきましては、負担が減少いたします。逆に、残りの使用者は負担が増加することになります。そして、負担の増減状況でございますが、減少額が平均135円であるのに対しまして、負担の増加額は平均で429円となります。

次に、印で書いておりますが、高松市の料金に統一して料金が高くなる場合とその対応でございますが、香川町の口径13ミリメートルの一般用の場合ですと、負担が減少するのは1カ月の使用水量が6立方メートルから9立方メートルと、11立方メートルから26立方メートルで、全体の53.9%となっております。これは負担が減少いたします。

一方、負担が増加いたしますのは、1カ月の使用水量が5立方メートル以下の場合と1

0立方メートルちょうど、そして27立方メートル以上の使用の場合でございます。また、口径が20ミリメートル以上の大口の利用者については、基本料金、従量料金とも高松市の方が高く、使用水量に比例してその額も大きくなります。

このように、負担が増加する利用者が全体の46.1%と半数近くになること、また、増加額の幅も大きくなるものもございますことから、統一後に料金が安くなるものについては、そのまま高松市の料金を適用し、統一後に料金が高くなるものについては、合併後の3年間に段階的な緩和措置を行い、4年目に高松市の料金に統一するというものでございます。

次の75ページをお開き願いたいと存じます。

緩和措置でございますが、この緩和措置につきましては、水道料金の増加額について、合併後最初の1年目は、そのおおむね75%、2年目は50%、3年目は25%を減免措置するというものでございます。

なお、参考までに、メーター口径13ミリメートルの一般用で緩和措置した場合の料金推移と香川町の給水栓数の数、また、平成16年4月分の香川町における使用実績の分布状況を資料に記載しておりますが、説明は省略させていただきます。

次に、76ページをごらんいただきたいと存じます。

参考といたしまして、現行の高松市と香川町の料金表を記載しておりますが、高松市の料金はメーター口径別の基本料金と使用量1立方メートル当たりの従量料金から成り、使用水量ごとの節水型料金体系となっております。これに対し、香川町の料金はメーター口径別のメーター使用料のほか、用途別の基本料金に基本水量を付加しており、一定の使用量までは同一の金額となっております。

次に、ページの下側の方にございます3の新築等で新たに水道を引くときに必要な負担金と各種工事に伴う手数料でございますが、高松市の負担金・手数料に統一することといたしております。

この統一による影響でございますが、新規加入時の負担金は、すべてのメーター口径で高くなり、設計審査、竣工検査など各手数料も高くなるものでございます。新築工事をした場合の費用負担でございますが、家庭用の13ミリメートルのメーターを設置した一般住宅で負担金と各種の手数を合わせると、全体では1万9,100円高くなるものでございます。

また、既設給水装置の改造工事につきましては、全体で2,900円高くなります。給

水装置の負担金は、水源の手当て、配水施設の増強等の施設整備や管網整備、現有施設の起債等の充当などを目的といたしておりますが、香川町は、すべて県営水道からの供給によって賄っていることから安くなっております。しかしながら、新築時等一時的な負担で件数も少なく、また、今後は水源や施設全体の受益を受けますことから、合併時に高松市の負担金、手数料に統一することといたしております。

次の77ページをごらんいただきたいと存じます。

一番上の表でございますが、ここには、ただいま説明いたしました給水装置の新設または改造工事をした場合の費用負担例を記載いたしております。

次に、4の水道施設の維持管理についてでございますが、香川町の水道施設は高松市の水道局で管理することといたしております。香川町は県営水道からの受水比率が100%でございますが、浄水場はございませんが、配水池等の施設が広範囲にあることから、効率的に管理するため、遠隔監視システムによる集中監視などで効率的な対応を図ることといたしております。

また、香川町の総配水管延長は約13万5,000メートルで、そのうち解消を必要とする石綿セメント管は約6,500メートル、率で4.8%残存しておりまして、更新については下水道工事等の他の工事にあわせて整備いたしておりますが、計画的な更新が図られていないことから、合併後は、石綿セメント管の早期解消を図るため、事業計画を作成し、その解消に努めるとともに、主要幹線配水管のバイパス管布設を初め相互融通管の布設や老朽施設の更新などを行い、安定給水を図ることといたしております。

次に、5のお客さまサービスの向上でございますが、高松市の水道事業に統合した場合、サービスが向上する内容について、 から までの六つの項目に分類して記載をいたしております。

以上が調整内容でございますが、なお、ただいま御説明いたしました調整内容につきましては、附属資料の65ページから73ページまで、所定の様式に現況と調整内容を記載しているものでございます。

ただいま御説明いたしました調整結果に基づく提案内容でございますが、会議資料の40ページをごらんいただきたいと存じます。

提案内容でございますが、「香川町の上水道事業は、高松市の上水道事業に統合する。水道料金、給水装置新設等負担金、手数料及びその他上水道事業に係る事務等については、高松市の制度に統一する。ただし、香川町地域において、1か月の水道料金が増加するも

のについては、合併後4年目に高松市の水道料金と同額になるよう段階的に調整するものとする。」というものでございます。

以上で協議第33号上水道事業についての説明を終わります。よろしく願いを申し上げます。

議長（増田会長） ここでちょっと皆さんにお諮りしたいと思います。

時間が相当経過しておりますが、なお、きょう提案する事項が多々ございますので、まことに恐縮ですけれども、質疑等は次回以降に持ち越させていただいて、とりあえず、きょう出ている案件についての提案説明を優先させていただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） よろしゅうございますか。それじゃあ、まことに恐縮ですが、そのような計らいをさせていただきます。

それじゃあ引き続き提案をできるだけ簡潔にお願いします。

事務局次長（加藤） それでは、残りの案件一括して御説明を申し上げます。

協議第34号から36号まで三つの案件を一括して御説明申し上げます。

附属資料79ページをごらんいただきたいと存じます。

附属資料79ページの情報公開制度でございます。現況のうち、制度の概要でございますが、公開請求対象者に違いがございまして、香川町では一部制限をされております。また、2の写しの交付に要する費用に違いがございまして、

このような現況を踏まえて、対応策、調整案でございますが、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、次の80ページをごらんいただきたいと存じます。

市・町民褒章制度でございます。現況でございますが、両市町とも名誉市民、名誉町民制度を設けておりまして、これまでの受賞者は記載のとおりでございます。

次に、2の市・町政功労賞でございますが、両市町とも、条例または規則により、それぞれ、高松市では毎年15人から20人程度、香川町では節目となる町制施行の記念式典にあわせ50人程度を表彰いたしております。

以上のような現況を踏まえた対応策でございますが、香川町の名誉町民については、香川地区の名誉町民として継承するものとし、待遇の内容は、合併時まで調整するものとする。香川町の町政功労者については、表彰後の待遇を設けていないため、高松市の待遇

措置は適用しないものとするとし、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。香川町の名誉町民については、香川地区の名誉町民として継承するものとし、待遇の内容は、合併時まで調整する。」としたところでございます。

続きまして、次の81ページをごらんいただきたいと存じます。

青少年健全育成事業でございます。現況のうち、1の実施主体でございますが、香川町では、香川町のほか塩江、香南の3町で構成いたします香川南地区少年育成センターにおいて運営いたしております。また、2の事業内容のうち、不登校対策につきましては、適応指導教室の設置場所が異なっており、仮に高松市の制度に統一した場合、香川町地域の不登校対策（適応指導教室事業）については、通級の距離が遠くなるという問題がございます。

これらの現況を踏まえた対応策でございますが、高松市の制度に統一する。ただし、香川町地域における青少年健全育成事業については、合併年度に限り、現行のとおりとする。香川町地域における不登校対策（適応指導教室事業）については、現行のとおりとする。なお、香川南地区少年育成協議会の組織等に変更の必要が生じた場合については、改めて協議するとし、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。ただし、香川町地域における青少年健全育成事業については、合併年度に限り、現行のとおりとする。なお、香川町地域における不登校対策（適応指導教室事業）については、現行のとおりとする。」としたところでございます。

恐れ入りますが、会議資料をごらんいただきたいと思います。

会議資料の43ページをごらんいただきたいと存じます。

ただいま附属資料で御説明申し上げました調整結果に基づく提案内容でございますが、まず情報公開制度でございますが、「情報公開制度については、高松市の制度に統一する。」というものでございます。

続きまして、次の44ページをごらんいただきたいと存じます。

市・町民褒章制度でございますが、提案内容は、「市・町民褒章制度については、高松市の制度に統一する。香川町の名誉町民については、香川地区の名誉町民として継承するものとし、待遇の内容は、合併時まで調整するものとする。」というものでございます。

次の45ページをごらんいただきたいと存じます。

青少年健全育成事業でございます。提案内容は、「青少年健全育成事業については、高松市の制度に統一する。ただし、香川町地域における青少年健全育成事業については、合

併年度に限り、現行のとおりとする。なお、香川町地域における不登校対策（適応指導教室事業）については、現行のとおりとする。」というものでございます。

以上が協議第34号から第36号までの提案説明、提案内容でございます。よろしくお願いいたします。

議長（増田会長） ただいま一括して説明いたしました協議第33号から協議第36号までにつきましては、次回、第13回会議において改めて質疑及び協議を行いたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

会議次第4 その他（1）高松市と近隣町とで設置している合併協議会の協議状況について

（2）高松市・香川町合併協議会会議の開催予定について

議長（増田会長） 次に、会議次第の4その他の（1）高松市と近隣町とで設置している合併協議会の協議状況について及び（2）の高松市・香川町合併協議会会議開催予定について、2件一括、事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは御説明いたします。

会議資料の後にしております別紙、1枚ものの合併協定項目の協議状況という資料をごらんいただきたいと存じます。

この資料は、高松市が近隣町と設置している六つの合併協議会の合併協定項目ごとの協議状況でございます。委員の皆様の参考としていただくため、第9回会議から資料を提供しておりますが、本日、11月25日現在で各合併協議会での協議状況を整理いたしております。左から2番目の本高松市・香川町合併協議会の協議状況につきましては、本日、提案している項目に 印を記載しております。

なお、一番左の端の高松市・塩江町合併協議会におきましては、昨日開催した協議会におきまして、すべての合併協定項目についての協議が終了いたしております。

協議状況については以上でございます。

続きまして、会議資料46ページをごらんいただきたいと存じます。

会議資料46ページの（2）会議の開催予定でございます。次回の第13回会議でございますが、12月21日の火曜日午後1時30分から高松市役所での開催を予定いたしております。

事務局から以上でございます。よろしくお願いをいたします。

議長（増田会長） ただいまの説明につきまして、何か御質問等ございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） よろしゅうございますか。それでは、事務局からの説明は終わりましたが、せっかくの機会でございますので、皆様方の方で特に何かございましたら承りたいと存じますが、よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） そしたら以上で本日の会議を閉じさせていただきたいと存じます。会議の進行、不手際でまことに申しわけございませんでした。以降、十分に気をつけてやりたいと思います。

大変長時間にわたり御協議を賜り、まことにありがとうございました。これをもちまして、高松市・香川町合併協議会第12回会議を閉会させていただきます。ありがとうございました。

午後 4時49分 閉会

会議録署名委員

委員

梶村 伝

委員

北中 ヤエ子